深北緑地スポーツ施設の「大会使用」要領

1. 「大会使用」とは

各種団体が実施するスポーツ競技大会に使用する場合で、次のいずれかに該当するもの。 大会使用日程の決定にあたっては、使用希望団体相互の協議の場を設け、その協議の結果をふまえ 調整する。調整が困難な場合の優先順位は以下のとおりとする。

優先順位	要件
1	国または地方公共団体が主催するもの
2	体育振興、社会福祉等公益的な目的のため活動する団体(非営利)が国または地方公共団体の後援
	を得て実施するもの
3	広域的規模のもの
	※社会的に重要であると認識されている大会(日本高等学校野球連盟の予選会など)については、
	(1)と同等の取扱いとする。

※優先大会【①②】、一般大会【③】

2. 大会使用と一般使用の調整

野球場、球技広場、テニスコートの運動施設については、一般使用を原則とする。ただし、次の範囲内で大会使用を認めることができる。

- (1) 休日(土·日·祝日)については、毎月毎の使用許可可能延べ時間の 1/3 以内とする。なお、曜日の調整については、指定管理者が決めることとする。
 - ※ただし、利用時間帯については配慮する。例えば、毎月の時間数が休日の 1/3 の範囲であったとしても日曜日の利用者が集中する時間帯を抑え、一般利用者を阻害することがないようにする。
- (2) その他の日については、一般使用に支障のない範囲で必要と認める時間及び面数とする。 ※使用許可可能延べ時間の 1/3 については、例えば休日数が8日の場合は可能な日数は2日と なるが、大会での使用は通常は1日単位であるため、当該月の大会使用日数を3日とする など、翌月又は前月とのトータルで 1/3 以内の使用となるよう調整することは可能。
- (3) 大会使用団体は、一般使用を認めない。ただし、使用希望者の場合(オーパスによる抽選後の空き申込み)は除く。
- (4) 大会使用による優先予約を実施する場合は、優先予約を実施する施設、要件、予約受付時期など、利用者に対して公平に周知する。

3. 大会利用の基準

■テニスコート

各曜日で連続2週続けての利用は不可。(ただし、当該月をまたいでの連続使用は可)

- ※なお、7月、8月、12月、1月、2月の閑散期を除く。
- ※テニスコートについては、最大8面までとする。

4. 使用許可の申込みの日時及び方法

(1)使用申込みの日時

■優先大会の場合

利用月	申込期間
4月 ~ 9月	9月1日 ~ 10月末日 ※利用月の前年度
10月~3月	3月1日 ~ 4月末日 ※利用月の前年度

■一般大会の場合

テニスコート

利用月	申込期間	抽選日
4月 ~ 7月	1月10日 ~ 1月末日	2月10日 10:00
8月 ~ 11月	5月10日 ~ 5月末日	6月10日 10:00
12月 ~ 3月	9月10日 ~ 9月末日	10月10日 10:00

軟式野球場 • 球技広場

利用月	申込期間	抽選日
4月 ~ 7月	12月10日~12月28日	1月10日 10:00
8月 ~ 11月	4月10日 ~ 4月末日	5月10日 10:00
12月 ~ 3月	8月10日 ~ 8月末日	9月10日 10:00

[※]受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(2) 使用申込みの方法

使用希望団体から以下の所要書類の提出を求め、団体の責任者が受付窓口で直接行うのを原則とする。

- ■公園施設使用許可申請書■誓約書■大会の要領及び団体規約■参加者名簿■日程希望等
- ■その他資料【使用料減額・免除申請書(該当団体のみ)、後援名義承認書(該当団体のみ)】

5. 詳細の方針について

国または地方公共団体の後援を得て実施する大会使用の取扱い

公園名義を得ることを前提とした大会使用においては、遅くとも使用日の10日前までに後援名義 承認書の原本を確認。なお、後援名義の原本を提出しなかった場合、もしくは後援名義の承認が得られなかった場合は、大会使用による優先予約の前提条件を達成できていないため、指定管理者において不許可もしくは許可の取消しを行い、一般使用との公平性を確保しなければならない。また、公文書偽造などによる虚偽の申請を行った団体に対する取扱いは以下のとおりとする。

(1). 当該年度の大会使用による優先予約

後援名義にかかわらず、優先予約の前提条件を達成できていない団体の使用は不許可、もしくは許可の取消しを行うこと。

(2) 次年度以降の大会使用による優先予約

後援名義の有無にかかわらず、大会使用による優先予約を行わないこと。なお、名称等が異なる場合でも、同一とみなされる団体に対しては同様とすること。